



日本科学者会議 (JSA) 滋賀支部 NEWS LETTER

2019年8月8日発行 第46号
事務局長 水原 渉
TEL/FAX 0749-47-5169 (共通)
go-ma-me@hi3.enjoy.ne.jp

【お知らせ】Facebook ページをはじめました！

滋賀支部の Facebook ページをはじめました。支部の活動の関連情報を発信していく予定です。

<https://www.facebook.com/jsashiga/>



Facebook をされている会員および、これからやってみようとお考えの会員におかれましては、フォロー、いいね！、シェアをどうぞよろしくお願いします。

【シリーズ:JSAとわたし】

JSA 滋賀支部会員の皆さんの相互理解と繋がりを深め、支部の多様な研究や社会活動が広まることを期待し、今回46号より新しく本シリーズを企画しました。

JSA 入会のきっかけや動機や、その後の活躍、今、思うことなど、積極的なご発信をお願い致します。

第1回 大学生協書籍部での出会い

— 『日本の科学者』

(団体役員) 川内 卓

「日本科学者会議」・・・「カッコええ名前の団体やなあ」。岩手大学の大学生協書籍部で『日本の科学者』を手にしたときの第一印象です。当時、私は郷里の米原町から遠く離れた岩手大学に進学し、工学部の資源開発工学科に学んでいました。

確か、カレーが130円だった生協食堂の裏手に、生協書籍部の店舗がありました。小さな本屋さんくらいの生協書籍部は魅力的で毎日、立ち読みで自分の関心に引かれる情報を探していました。そこで私の目を引いたのが、「災害論」特集の『日本の科学者』でした。

一般的に「災害」といえば「天災か、人災か」が問題となります。しかしこの「災害論」特集は、被害の直接的な原因となった自然現象を「素因」、被害の拡大につながる原因となったことがらを「誘因」、さらに被害

害を甚大にした原因となったことがらを「拡大要因」として、この3つの側面から具体的に分析し、社会的要因も含めて相互に関連づけて考察するというものでした。災害をどうとらえるのか、示唆に富んだ諸論文を読んで、視野がグッと広がる感じでした。

「誰のために、何のために学ぶのか」。この問いかけにズバリこたえる雑誌として、いまでも楽しみに読ませてもらっています。



▲1980年当時の岩手大学生協食堂

【海外の報告】ドイツの建設廃棄物行政（続報）

以下に、畑明郎氏の論文にある問題点(4)と(5)に沿って、ドイツと比較した見解を補足していきます。

(2)(3)については、ドイツでは「埋立処分場政令」や「土地利用計画」によって未然に防止されるか、問題が発生した場合は当局の許認可をめぐる、行政裁判所の訴訟案件になるのではないかと思います。

三重県紀北町、尾鷲市の残土捨場と荷揚げ港の問題点

- (1) これだけ集中しているところは珍しい。
- (2) 山林を伐採しており、自然を破壊している。
- (3) 土砂条例が無いため無秩序に堆積されたものが多く、豪雨で土砂崩れしやすく、現に2か所で起こしている。
- (4) コンクリート片、レンガくず、鉄筋、陶磁器くず、廃プラスチックなどの建設がれき類の産業廃棄物が混入し、廃棄物処理法違反である。
- (5) 残土捨場からは排水が流出しているところが多く、水に溶け込んでいる汚染物質質量を示す電導度が高く、pHやヒ素が環境基準を超えたところもあり、水質汚濁の恐れがある。
- (6) 残土荷揚げ港には、関東や関西から大量の残土が船で毎日搬入されている。

(4) について。産業廃棄物が混入した建設がれきの違法投棄は、ドイツでも増加し問題になっています。特に、ベルリンなど大都市から、夜中に隣接する州の人目がない空き地などに捨てられるケースが増えているようです。地元の新聞が、「目撃者は警察に通報するように」と、電話番号を載せて呼びかける報道が多く見られ、地元の人が見張ったり、廃棄物の中から情報を探するなどして、犯人が見つかっています。

罰金は、NEWS LETTER 45号第1報に書いたとおりです。産業廃棄物混入に適用される「(建設がれきが)有害物質で汚染されている」という罰金項目があるのは、16の連邦州のうち4州です。

(5) について。ドイツでも、建設残土が道路などで再利用できない場合に埋立処分場に埋めたり、自然土壌および再生土壌を坑や沼地に埋めたりしますが、いずれにしても、運ばれる前に土壌特性の検査をして埋め立て許可が必要なので、三重県のような問題は未然に防げるか、行政裁判で当局が裁かれるかでしょう。

バイエルン州環境局の「土壌や建設現場の石屑の検査についての説明書」には、次のように「検査を必要としない場合」の記述があります。

すでに必要な書類を提出したことがある土壌や石屑、もしくは検査は必要ないと決められた場所から運んできた土壌や石屑。ただし、「埋立処分場政令」にのっとり、個別のケースによっては受け入れ先の埋立処分場から検査義務を要求される場合もある。

すなわち、ほとんどの場合は検査によって廃棄物コード(第1報参照)が決められるといえるでしょう。検査方法についても、詳細に決められています。

三重県の場合は、畑明郎氏によると「県が月8万円で港湾の残土仮置き場を貸している。残土搬出業者が分析会社に土壌分析を依頼し、分析証明書1枚を、残土仮置き場の港湾管理者の三重県に、任意で月一回提出するのみ」とのことです。県外残土の受け入れを禁止している「土砂条例」は、一部の市や町のみが制定しており、都道府県にはないそうです。

2018年12月4日付の報道を見ると、ある業者の代表は、「法令に基づき適切に行なっている。搬入土砂も安全なもの」(紀勢新聞)、尾鷲港の荷揚げ場で建設残

土を受け入れている土砂運搬会社の工事部長は、「土砂搬入用地の届け出造成面積は8200平米だが、実際は約3000平米程度。建設残土は関東と関西から受け入れており、搬出元で検査した安全な土しか入れていない。合法的に正々堂々と事業に取り組んでいる」(南海日日新聞)と主張しています。提出された分析証明書から、違法という証明ができるのでしょうか。

埋立処分場を複数所有しているドイツのKitzingenという郡では、昨年受け入れをより厳しくし、特定の地域に限定しました。とりわけ建設廃棄物は、再利用を推進されているので、厳密な分別によって再利用しやすいように廃棄物の品質向上が不可欠になっており、地元で分別プラントも設置しています。

連邦環境庁によると、建設廃棄物の品質保証システム確立においては、「建設業界における循環経済同盟の合意協定」を結んだラインラント・プファルツ州が、全国で先行しているそうです。この協定は、州の国土計画省、インフラ整備・内務省および財務省の三人の大臣と、都市連絡協議会や地方自治体・都市同盟、建設業連盟、建築家やエンジニア団体、建設材料監視協会などの会長らによるものです。品質保証システムでは、生産者独自の検査と、認可を受けた第三者機関による検査が実施されます。

日本には、「建設残土は、安全な土木資材であり産廃ではない」とされており、不法投棄を規制する法律がない」とのことです。国土交通省が、天下り先の建設業界を守るので、厳しく規制することはないでしょう。このような、所轄業界のためだけに働く無責任な官僚の行政が、公害や薬害、原発震災などの被害を拡大してきました。業者任せでなく、ドイツのように政官業横断した協定や、第三者機関による監視が急がれます。

(在ドイツ 川崎 陽子)

【ご案内】教育研究全国集会 2019 in 滋賀

○教育フォーラム 8/16(金) 17:00~19:30

栗東芸術文化会館 さきら

○分科会 8/17(土)~8/18(日)、大津、草津、守山

参加協力券(1,000円)は事務局長まで。

【お願い】会費未納の方は振り込みを

現在約半数が未納です。早めの振込をお願いします。